

平成28年度 地域包括支援センターに関する全国調査結果の概要（その2）

－医療介護総合確保推進法施行後の地域ケア会議に焦点を当てて－

○長崎純心大学医療・福祉連携センター 奥村 あすか (8773)

潮谷 有二 (長崎純心大学医療・福祉連携センター・2675), 永田 康浩 (長崎大学大学院医歯薬学総合研究科地域包括ケア教育センター・9050), 吉田 麻衣 (長崎純心大学医療・福祉連携センター・8774), 宮野 澄男 (同・8744)

キーワード：地域ケア会議，地域包括支援センター，地域包括ケアシステム

1. 研究目的

2011（平成23）年の介護保険法の改正以降，団塊の世代が75歳以上になる2025（平成37）年を目途に全国の市町村では「地域包括ケアシステム」の整備が進められている。加えて，2014（平成26）年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下，医療介護総合確保推進法という。）」によって新設された介護保険法第115条の48において，地域ケア会議の設置に係る法的根拠が明記されたことから明らかなように，市町村や地域包括支援センターによる地域ケア会議の開催を通して，地域包括ケアシステムの更なる体制整備が図られていることを理解することができる。さらに，厚生労働省が2015（平成27）年に公表した「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現（いわゆる新福祉ビジョン）」では，当該システムを深化させ，年齢や障がいの有無に関わらず全ての人々を包摂する全世代・全対象型の地域包括支援システムの構築が提唱され，我が国において地域包括ケアシステムと地域包括支援システムの構築が強く求められている状況にあるといえよう。

このような状況の中，長崎純心大学医療・福祉連携センターでは，地域包括ケアシステム及び地域包括支援システムに係る課題を実証的に明らかにするために，両者に係る政策動向も視野に入れて，全国の地域包括支援センターを対象とした業務実態調査を平成25年度（以下，平成25年度調査という。）及び平成28年度（以下，平成28年度調査という。）に実施してきている。

そこで，本報告では（その1）に続いて，平成28年度調査結果をもとに医療介護総合確保推進法施行後の地域ケア会議の開催状況について明らかにすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

調査対象は，全国の地域包括支援センター4,622か所（サブセンター・ブランチを除く）に配置されている社会福祉士またはそれに準ずる者とした。調査票の回収数は981件（回収率21.2%）であったが，分析にあたっては，無回答が顕著なケース及び同じ地域包括支援センターからの2以上の回答を除外した973件を分析対象とした。調査方法は質問紙を用いた自計式の郵送調査であり，調査期間は2016（平成28）年4月4日から4月30日までであった。調査結果の分析には，IBM SPSS Statistics 22を用いて，各種変数の度数分布（該当者数），比率，平均等の統計量の算出を行った。

3. 倫理的配慮

調査依頼文及び調査票の表紙に回答について厳重に秘密を守って統計処理を行い，プライバシーが外部に漏洩することはない旨を記し，調査への協力を得た。加えて，エディティング作業，コーディング作業，データ入力作業を通して，調査対象者や調査対象となっ

た地域包括支援センターを特定することができないように個人情報の取り扱いに留意し、統計処理を行った。

4. 研究結果（紙幅の都合上、結果の一部についてのみ掲載）

（1）地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議の開催状況

地域ケア個別会議の開催状況（n=973）について、「開催している」が861人（88.5%）、「開催していない」が93人（9.6%）、「無回答」は19人（2.0%）であった。

一方、地域ケア推進会議の開催状況（n=973）については、「開催している」が537人（55.2%）、「開催していない」が373人（38.3%）、「無回答」は63人（6.5%）であった。

これらのことから、地域ケア個別会議を開催していると回答した者は地域ケア推進会議と比して多いということが明らかになった。

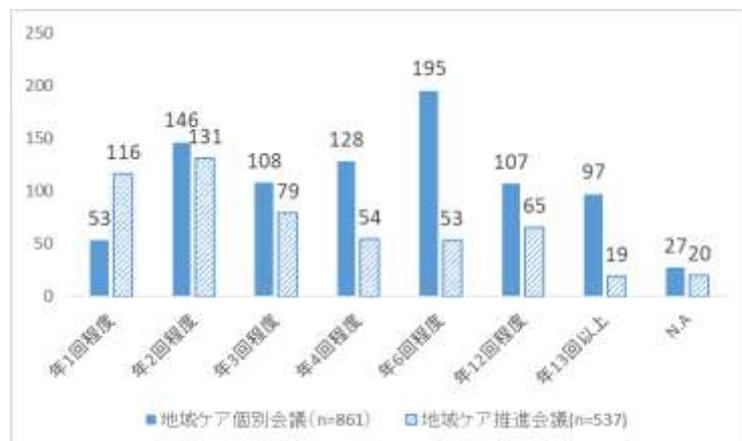
（2）地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議の開催頻度

地域ケア個別会議（n=861）及び地域ケア推進会議（n=537）の開催頻度については、右図に示すように、

地域ケア個別会議は「年6回程度」が195人と最も多く、次いで「年2回程度」が146人、「年4回程度」が128人という順であった。

一方、地域ケア推進会議は「年2回程度」が131人と最も多く、次いで「年1回程度」が116人、「年3回程度」が79人という順序であったことを確認できた。

これらのことから、地域ケア会議の開催頻度の現状については、地域ケア個別会議は2ヶ月に1回程度開催されている一方で、地域ケア推進会議は年に1, 2回程度開催されていることが多いということが明らかになった。



5. 考察

本研究の結果から、医療介護総合確保推進法施行後の地域ケア会議の開催状況について実証的に明らかにすることができた。具体的には、地域ケア会議の開催が一層重視されている状況の中、個別ケースの検討を行う地域ケア個別会議については、8割以上の開催状況であったのに対して、地域ケア推進会議については、5割程度の開催状況であり、その開催頻度についても地域ケア個別会議の開催頻度が地域ケア推進会議の開催頻度に比して多いということが分かった。これらのことから、地域ケア推進会議については、その開催回数が少ないということを視野に入れて、当該会議が地域づくりや政策形成への寄与と言った観点から、どのように機能しているのかということについても実証的に検討していくことが研究課題となるということが考えられた。

※本報告における詳細な調査項目および結果については当日配布予定である。

※本研究は、文部科学省の「平成25年度 未来医療研究人材養成拠点形成事業【テーマB】リサーチマインドを持った総合診療医の養成」に係る研究成果の一部である。